

令和 8 年10月 5 日

保護者・生徒の皆さん

神奈川県立新羽高等学校長

【重要・緊急】

生徒が加害者となる接触事故の発生に伴う交通ルールの厳守と再発防止について（周知）

日頃より本校の教育活動および安全指導にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本校では、生徒の安全確保とマナー向上のため、近年特に交通安全指導を強化してまいりました。しかしながら、大変遺憾なことに、登下校時の交通に関する事故や地域でのトラブル件数の減少は顕著ではなく、極めて憂慮すべき状況が続いております。

そのような中、先日、本校生徒（自転車）が加害者となる、第三者との接触事故が実際に発生いたしました。

一歩間違えば、相手の方や生徒自身の生命を奪いかねない重大な事態であり、学校としてはこれを看過することは到底できません。交通ルールを軽視する行為は、被害者だけでなく、生徒自身とそのご家族の人生をも一瞬にして破滅させる「加害者リスク」と隣り合わせであることを、全生徒が今一度強く自覚する必要があります。

これまで「二人乗り」等の重大な違反に対しては既に『特別指導』を実施してまいりましたが、今回の事故発生を受け、再発防止に向けて学校全体でさらに丁寧かつ厳しい姿勢で指導を行います。

つきましては、生徒の皆さんは「自身と他者の命を守る行動」を徹底し、ご家庭におかれましても本書面の内容を共有いただき、これまでにない強いご指導をお願い申し上げます。

1. 全ての通学手段における交通ルールの厳守

事故防止・再発防止のため、歩行、自転車、公共交通機関など、あらゆる通学手段において交通ルールを厳守してください。

- ・ 歩行時・自転車時共通：スマートフォンを見ながらの「ながら運転・歩行」、イヤホン等での「ながら聴き」は、周囲の危険を察知できず事故に直結するため、やめましょう。
- ・ 自転車走行時：並進（並んでの走行）の絶対禁止、交差点での一時不停止・飛び出し・逆走の禁止、信号遵守をしましょう。
- ・ ※「二人乗り」については、従来通り確認され次第、特別指導となります。

2. ヘルメット着用の推奨（生徒自身の命を守るために）

改正道路交通法の施行により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されています。万が一の転倒や交通事故の際、頭部を保護することは生死を分ける重要な対策です。生徒の大切な生命を守るためにも、登下校時におけるヘルメットの着用を強く推奨いたします。

3. 自転車通学の「申請・許可制」と「特別指導」の適用

- 本校の自転車通学は完全申請制です。許可された自転車には、「通学許可シール」を指定位置(後部泥除け等)に必ず貼付してください。未許可車両での通学は禁止です。
- 今回の事故発生を受け、重大な交通ルール違反(並進・ながら運転・信号無視等)や未許可通学が確認された生徒に対しては、「特別指導(自転車通学許可の停止、または取消)」を適用いたします。通学許可が取り消された場合は、他の通学方法へ変更していただきます。また、当該生徒の保護者の方には必ずご来校いただき、今後の指導方針およびご家庭での指導協力についての面談を実施いたします。

4. 保護者の皆様へお願い

- 自転車保険(賠償責任保険等)の加入・更新状況を必ずご確認ください(生徒が加害者となった場合、巨額の損害賠償責任が発生します)。
- 生徒が「時間に余裕を持った登校」ができるよう、朝の送り出しをお願いいたします。焦りや心の乱れが重大な事故を引き起こします。

問合せ先

生徒支援グループ 山崎

電話 (045)543-8674

FAX (045)545-7794